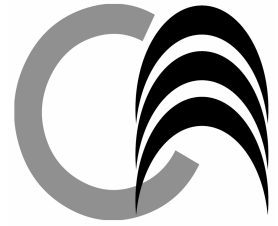


㈱日本廃棄物管理機構（JAAO）は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



- 昨年まで 5 年間で弊社が収集した行政処分情報を分析。処分件数全体に占める許可取消処分の割合は 9 割程度だが最近やや減少傾向を示す。「他自治体の許可取消」以外の許可取消理由で最も多いのが「破産」。破産者の業種は総合工事業等工事を主業とする廃棄物処理事業者だ。こうした全体傾向のみならず個別事案の背景分析、処分を出す自治体廃棄物行政の現状等、排出側、処理側にとって有用な情報を公刊予定だ。
- 下請業者が不法投棄で書類送検された事件。法改正後に起きていれば元請業者管理責任が問われることになった可能性を指摘。現行法の元請業者責任は重い。

最近 5 年間の行政処分の傾向

～「行政処分録書 2012/2013」の予告を兼ねて～
西本 周平

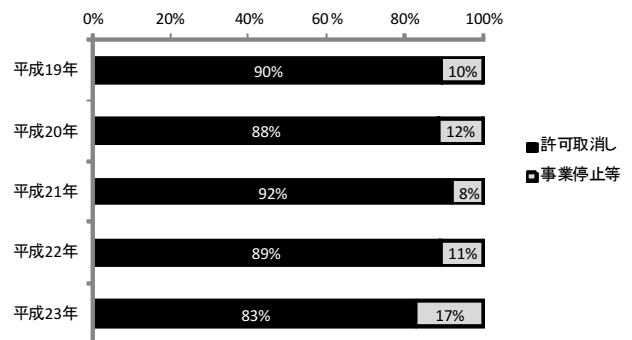
平成 22 年 5 月に発行した「行政処分録書 2010/2011」（日報出版）では、平成 19 年、20 年、21 年の 3 年間に全国の自治体から発表された行政処分情報をもとに、様々な分析を試みた。今回は『行政処分録書 2012/2013』の予告を兼ね、平成 22 年、23 年分を合わせた計 5 年分のデータを使って最新の行政処分の傾向を紹介する。なお、集計は全てカレンダーイヤー（1 月～12 月）で行っている。

行政処分件数全体に占める許可取消し処分件数の割合は、平成 19 年～平成 22 年にはおよそ 9 割であったが、平成 23 年にはやや下がっておよそ 8 割となっている（図表 1）。許可取消し理由には様々なものがあるが、他自治体で許可を取り消されたことによる許可取消しを除けば、破産が最も多い。破産理由による許可取消し件数の許可取消し件数全体に占める割合は、最近 5 年間、1～2 割程度で推移している（図表 2）。平成 23 年に破産を理由として許可を取り消された事業者の主な業種（当該企業の中で売上比率が最大の業種）を日本標準産業分類の中分類で分類したところ、図表 3 のようになった。総合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）、設備工事業の 3 つを合わせた建設業を主たる事業とする事業者が全体のおよそ 8 割を占めており、廃棄物処理業を主たる事業とする事業者は全体の 5%にすぎなかった。今回、業種別の分類を実施したのは平成 23 年だけであるが、それ以前の 4 年間においても、破産により許可取消し処分を受けた事業者の多くは、建設業を主業とし、廃棄物処理業（特に収集運搬業）を従業とする事業者であると思われる。

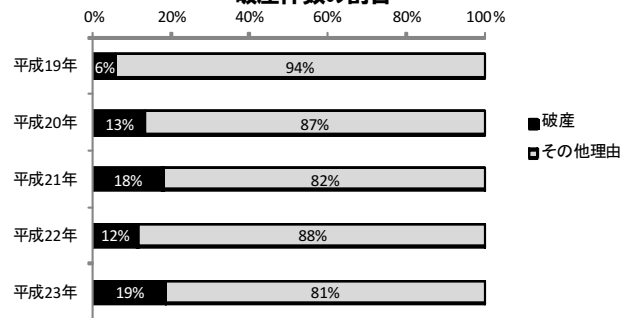
一方、許可取消し以外の行政処分でも多い処分理由は、産業廃棄物処理基準違反である。保管上限を超えた廃棄物の保管や、長期間に渡る廃棄物の野積み等、不適切な保管行為がその代表的な違反事例である。

また、個々の行政処分理由を詳しく見ると、同じような違反に対して自治体によって判断が大きく異なる事例や、排出事業者及び処理事業者が犯しやすい違反事例が数多く見られた。詳細は、今後出版を予定している「行政処分録書 2012/2013」をご覧いただきたい。

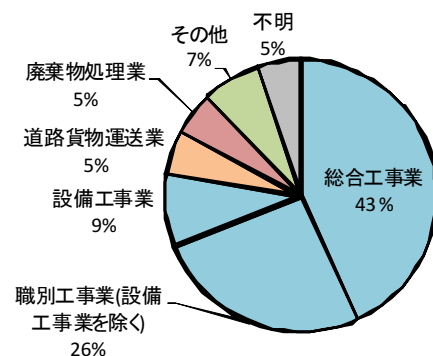
図表 1 行政処分種類ごとの構成比(全件数に占める割合)



図表 2 許可取消し件数(他自治体からの取消を除く)に占める破産件数の割合



図表 3 破産により許可取消し処分を受けた事業者の主たる業種 (平成 23 年度)



元請業者にとっての教訓

積水ハウス下請業者の不法投棄から学ぶべきこと
木川 仁

2012年4月13日、千葉県警は、積水ハウスの下請業者を書類送検した。以下に、産経新聞の記事を引用する。

大手住宅メーカー「積水ハウス」(大阪市)が施工したアパート工事の際、建物内に廃材を捨てたとして千葉県警は13日、廃棄物処理法違反容疑で、下請けの大工の男7人を書類送検した。

送検容疑は平成19～22年、同県船橋市などに建設されたアパート7棟で、使用済みの石膏ボードや木材といった廃材を、外壁と内壁の間や部屋と部屋の隙間などに廃棄したとしている。7人は30代から70代。積水ハウスの千葉、柏、成田の3支店から工務店を通じて別々に工事を依頼され、全ての現場で支店社員が監督として立ち会っていた。県警は、積水ハウスが廃棄の事実を把握していた可能性もあるとみて、昨年7月に同法違反容疑で3支店を家宅捜索したが、関与の立証には至らなかった。

この記事から読み解く限り、積水ハウスが関与したと立証できなかったため、同社に対する廃棄物処理法違反容疑は不問に付されたとの解釈である。ちなみに、積水ハウスは、建設廃棄物の管理や法令遵守体制の構築と運用に関してはハウスメーカーの中でも自他共に認める最も厳格なメーカーとして知られている。

この事件は、平成22年までに起きた事案であるため下請だけが書類送検されたが、この事件が、廃棄物処理法が改正された平成23年4月1日以降に起きていたらどうなるだろうか。ここで、同社は、①元請＝排出事業者であると同時に、②端材の広域認定取得者(＝処理事業者)であるので、2つの視点から考えてみたい。

前者①の立場だけを考えた時、基本的に、刑事責任の位置付けは変わらず、元請である同社が関与しなければ下請のみが書類送検となる。しかしながら、改正廃棄物処理法は、元請も法第19条の5第4号の措置命令の対象としているため、下請が不適正処理を行った場合や委託基準違反、マニフェスト違反をした場合、元請も不法投棄廃棄物の撤去などの措置命令を受けることになる。下請が勝手にやっただとしても関係ない、知らなかったでは済まされないことを意味している。要は、今回のように

積水ハウスが関与している証拠があってもなくても、積水ハウスは元請ということだけで、自動的に措置命令の対象になる。

一方、後者②の立場が加わると、同社は、①のケース以上に難しい立場に追い込まれる。事実、同社は、建設端材の広域認定取得者として端材のリサイクルを推進している。改正廃棄物処理法は、広域認定取得者に対する環境省の報告徴収と立入検査の権限を強化した。今回の案件は、明らかに不法投棄と考えられるため、広域認定取得者(＝処理事業者)の不法投棄は、取消処分と罰金刑に相当する。

今回の事件では、積水ハウスの名前が公表され、ブランド力の低下につながる事実は残った。経営者が、いくらコンプライアンスを謳っても、そして、いくら大企業といえども、現場が体で覚えていなければコンプライアンスは「絵に描いた餅」になる。今後、排出事業者(元請)は、現場で行われる廃棄物の処理工程について徹底的に把握し、不適正処理の根絶を目指す必要がある。

(以上)

【はみ出し情報①】家庭系有害廃棄物(HHW)という視点

JAAOの親会社である佐野事務所は、平成23年度環境省科学研究費で北海道大学との共同研究に着手した。家庭系有害廃棄物(Household Hazardous Waste)管理の在り方を巡る3箇年研究である。折しも、年初にフランスがHHWの政令を制定。今後の残されたテーマとしてHHWが浮上する可能性は高い。自治体、処理業界をまたいで新たな社会システムづくりの在り方が今後問われよう。

【はみ出し情報②】未解決課題の浮上

法律が制定され、新たな体制で事業化が行われた後、制定時の未解決問題が顕在化してくることがあるものだ。容器包装リサイクル法然り、家電リサイクル法でも同様である。容器法の際、家庭が排出する容器包装は、自治体回収が仕組み化された。では、事業系容器包装は、どうなっているのか。未だ解決されていない状況である。酒販店等による回収に関する課題は、歴史的経緯があって一朝一夕では解決できない根深い問題ともいえる。民間事業者にとっては、新たな事業の可能性として認識することが重要かもしれない。

㈸日本廃棄物管理機構(JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@jaao.co.jp